

標準補足条項

シーメンスデジタルインダストリーズソフトウェア



本標準補足条項(以下「**SRD 条項**」という。)は、オーダーに **SRD**、**MGSP**、**PLM**、**PLM-TC**、**PLM-NX**、又は **PLM-TCO** の英数字コードが指定された提供物及び製品(以下「**SRD 提供物**」という。)にのみ関する、お客様と **SISW** 間のユニバーサルカスタマー契約(以下「**UCA**」という。)又はエンドユーザーライセンス契約(以下「**EULA**」という。)を修正するものです。本 **SRD 条項**は、適用する **UCA** 又は **EULA** 及びその他の適用する補足条項と共に、両当事者間の契約(以下「**本契約**」という。)を形成するものです。

1. **定義** 本条項で用いられる用語は、本契約の他の箇所で定義されている意味を有します。以下に追加の定義は、本 **SRD 条項**に適用されます。

「**アセット**」又は「**Asset**」とは、**SRD 提供物**にデータをアップロードする目的又は **SRD 提供物**とデータを交換する目的で、**SRD 提供物**内又は **SRD 提供物**を通して構成される或いは **SRD 提供物**内で識別される、物理的或いは仮想的デバイス又はデバイスコンポーネントを意味します。1 台のマシンが複数のアセットで構成されている場合もあります。

「**権限を有する代理人**」とは、お客様のコンサルタント、代理人、又は請負業者としてお客様の社内業務を支援する目的で、お客様の敷地内で **SRD ソフトウェア**にアクセスする個人を意味します。

「**正規ユーザー**」とは、お客様の従業員又は権限を有する代理人を意味します。複数の国を含む対象地域に対して付与されたライセンスの場合は、お客様の子会社の従業員及び権限を有する代理人も含まれます。

「**お客様の子会社**」とは、お客様により支配される会社を意味します。本定義との関係において「**支配**」とは、関連会社の株式のうち、議決権のある株式の **50%**超を直接又は間接的に所有していることを意味します。両当事者が、**SRD 提供物**を使用できる事業者(お客様を除く)について異なる条件に合意している場合、「**お客様の子会社**」とは、その条件で規定された事業体を意味するものとします。

「**SRD ソフトウェア**」とは、**SRD 提供物**に含まれるソフトウェアを意味します。

「**サイト**」とは、正規ユーザーによるソフトウェアの使用が許可されている、お客様の単一の物理的な場所を意味します。

「**対象地域**」とは、お客様による **SRD ソフトウェア**のインストール及び使用が許諾されている、オーダーで指定されたサイト又は地理的な場所を意味します。オーダー又は本契約の他の箇所で指定されていない場合、対象地域は、オーダーに記載されているお客様の事業所が存在する国が対象地域となります。

2. **ライセンス及び使用タイプ** 以下のライセンス及び使用タイプは、**SRD ソフトウェア**に関して提供されます。オーダーに記載された特定の **SRD ソフトウェア**に関する追加のライセンス及び使用タイプが指定されます。個々のライセンスは、オーダーに指定する期間において、対象地域で正規ユーザーのみが使用することができます。異なる対象地域の仕様により使用許諾されている **SISW ソフトウェア**については、個別のインストールを維持する必要があります。
 - 2.1 「**Backup バックアップ**」(**バックアップ**) ライセンスとは、お客様のバックアップインストール環境又はフェイルセーフインストール環境の冗長性をサポートする目的でのみ提供されるライセンスを意味します。
 - 2.2 「**Floating**」(**フローティング**) ライセンス又は「**Concurrent User**」(**同時ユーザー**) ライセンスとは、**SRD ソフトウェア**へのアクセスが、常に、オーダー毎に取得された **SRD ソフトウェア**ライセンスの正規ユーザー数に制限されるライセンスを意味します。
 - 2.3 「**Named User**」(**指名ユーザー**) ライセンスとは、**SRD ソフトウェア**へのアクセスが、ユーザー名で識別可能な 1 人の正規ユーザーだけに制限されるライセンスを意味します。複数のユーザーが **Named User** ライセンスを使用することはできません。お客様は、月に 1 回を上限として、**Named User** ライセンスを再割り当てすることができます。
 - 2.4 「**Node-Locked**」(**ノードロック**) ライセンスとは、**SRD ソフトウェア**の使用が、お客様が指定した単一のワークステーションに制限されるライセンスを意味します。この制限を管理するためのハードウェアのロック装置又は dongle が含まれる場合があります。ハードウェアロック装置又は dongle は、新規ライセンスファイルを発行することなく、**SRD ソフトウェア**を使用するワークステーションに物理的に取り付ける必要がありますが、対象地域内の他のワークステーションに自由に移送することができます。
 - 2.5 「**Per Asset**」(**アセット別**) ライセンスとは、**SRD ソフトウェア**の使用が、接続権が設定されているアセット数だけに制限されていて、その数のアセットについてのみ、**SRD ソフトウェア**とのデータ交換が可能であるライセンスを指します。**Per Asset** ライセンスは、更に以下のように制限される場合があります。
 - アセット別のデータポイント(以下「**tags**」という。)の最大数に制限されます(オーダー上でデータポイント又は **tag** の数が指定されている場合)。
 - サーバーインスタンス(以下「**Servers**」という。)の最大数に制限されます(オーダー上で **Servers** の数が指定されている場合)。
 - センサーソフトウェアインスタンス以下「(**Sensors**)」(という。)の最大数に制限されます(オーダー上で **Sensors** の数が指定されている場合)。

- 代理人ソフトウェアインスタンス (以下「Agents」という。) の最大数に制限されます (オーダー上で Agents の数が指定されている場合)。

Per Asset ライセンスを複数のアセットによって又はアセット間で共有することはできません。

- 2.6 「Per Product」 (製品別) ライセンスとは、SRD ソフトウェアの使用が、SRD ソフトウェアと 1 対 1 でインターフェース接続される SISW 製品又はサードパーティ製品の数に制限されるライセンスを意味します。
- 2.7 「Per Server」 (サーバー別) ライセンスとは、SRD ソフトウェアの使用が、指定された単一のサーバーインスタンスに制限されるライセンスを意味します。
- 2.8 「Perpetual」 (永久) ライセンス又は「Extended」 (延長) ライセンスとは、有効期限が設定されていない SRD ソフトウェアのライセンスを意味します。Perpetual ライセンス又は Extended ライセンスには、保守サービス含まれません。
- 2.9 「Rental」 (レンタル) ライセンスとは、オーダーで指定された 1 年未満の期間限定ライセンスを意味します。レンタルライセンス用の保守サービスは、レンタルライセンスの料金に含まれます。
- 2.10 「Subscription」 (サブスクリプション) ライセンスとは、オーダーで指定された期間限定ライセンスを意味します。保守サービスは、サブスクリプションライセンス料金に含まれます。サブスクリプション期間が複数年に及ぶ場合、SISW は、期間中に新規ライセンスキーを発行することを要求することができます。
- 2.11 「Test/QA」 (テスト) ライセンスとは、継続的なインストール環境のカスタマイズ、サポート、及びテストのサポートを行う目的でのみ付与されるライセンスを意味し、本番環境又はその他の目的で使用することはできません。

3. TOKEN の使用条件

- 3.1 Token のライセンスオプションは、上記に指定するライセンス及び使用タイプと組み合わせて、特定の SRD ソフトウェア製品に関して提供されます。「Token」とは、プリペイド単位として、正規ユーザーが、一時的に Token をライセンスに変換し、オーダーで指定される関連 SRD ソフトウェア製品にアクセスして使用できます。但し、事前定義されている特定のソフトウェア機能、アプリケーション、モジュールに限られます。アクセス可能な特定の機能、アプリケーション、モジュール、及び必要な Token 数は、ドキュメントに記載されています。Token は、有効期間内であれば再使用することができます。
- 3.2 当該 Token に関する SRD ソフトウェア製品のドキュメントに別段の明示的な規定がない限り、お客様が特定の SRD ソフトウェア製品に対する個別の基本ライセンスを購入している場合、お客様には Token の使用权のみが与えられるものとします。
- 3.3 SRD ソフトウェア製品に対する追加、変更、又は削除により、新機能、更新された機能、アプリケーション、又はモジュールが Token にアクセスできるようになった場合、且つ対応する SRD ソフトウェア製品に対する基本ライセンスと適用される Token の両方が最新の有効な保守サービスオーダーの対象である場合、お客様は当該の新機能、更新された機能、又はアプリケーション、及びモジュールにアクセスするための Token のみを使用することができます。
4. 間接的な使用 お客様のハードウェア又はソフトウェアを介して SRD 提供物を間接的に使用しても、お客様が必要とする正規ユーザーのライセンス数が減少することはありません。
5. ホストの識別子、第三者によるホスティング お客様は、ライセンス管理の対象となるソフトウェアがインストールされる各ワークステーション又はサーバーのホスト識別子を含む十分な情報を SISW に提供するものとします。SISW は、各オーダーで付与されたライセンスの範囲に従ってソフトウェアへのアクセスを可能にするライセンスファイルを生成します。お客様は、SISW から書面による承諾を事前に得た場合に限り、ソフトウェアのホスティングを第三者に委託することができます。SISW は、かかる承諾の条件として、書面による別途の契約を要求することができます。
6. API の使用 お客様は、お客様の社内業務を行う目的でのみ使用許諾された SRD ソフトウェアの一部として、Knowledge Fusion 製品、又は、公開済みであることがドキュメンテーションに記載されているアプリケーションプログラミングインターフェース (以下総称して「API」という。) を使用することができます。お客様は、SRD ソフトウェアを不正に使用する目的で API を使用することはできません。お客様は、SRD ソフトウェアと併用する場合に限り、特定の公開 API を使用するためのライセンスを別途購入して、ソフトウェアを開発することができます。お客様が API を使用して開発したソフトウェアを再販することは禁じられています。但し、以下の場合を除きます。(a) お客様が SISW のソリューション・パートナー・プログラムのメンバーとしてこれを行うことを個別に許可された場合、(b) お客様が、少なくとも本契約と同等の保護を提供する条件に基づき、お客様の内部使用及び再販の目的でソフトウェアを開発するために使用できる API が含まれた Solid Edge 又は Femap のライセンスを購入した場合。お客様は、SRD ソフトウェアの修正、改変又は結合を行うことはできません。SISW は、お客様が API を使用して開発したソフトウェアについて一切責任を負いません。お客様はいかなる状況においても、非公開の API を使用することは禁じられています。
7. SRD ソフトウェアの保守サービス SRD ソフトウェアの保守サービス、エンハンスメント及び技術サポートサービス (以下総称して「保守サービス」という。) には、<https://www.siemens.com/sw-terms/mes> に記載されている条件が適用され、参照により本契約に組み込まれます。
8. MGSP ソフトウェアに適用される追加条項 オーダー上で MGSP という英数字コードが割り当てられている SRD ソフトウェア (以下「MGSP ソフトウェア」という。) については、以下の条件が適用されます。

- 8.1 **追加的な使用制限** 特定の MGSP ソフトウェアの使用では一定の処理能力(ジョブを処理するためのコア数等)に制限されることがあり、1人又は複数の正規ユーザーが使用するために、いくつかのライセンスを組み合わせることで各ライセンスの処理能力を利用することができます。これらの制限はドキュメンテーションに記載されています。
- 8.2 **ソースコード** お客様は、ソースコード形式で提供された MGSP ソフトウェアを使用して、許諾された使用のために MGSP ソフトウェアを変更又は機能強化するものとします。
9. **XaaS提供物に適用される追加条項**
- 9.1 **エンタイトルメント** SRD提供物に付属しているクラウドサービスは、(i) 輸出規制の遵守に関する本契約上のお客様の義務を条件として、当該クラウドサービスについてオーダーで指定された正規ユーザーの数を上限として全世界で使用することができ、(ii) 当該SRD提供物に含まれているSRDソフトウェアと組み合わせて使用する必要があります。権限を有する代理人は、このクラウドサービスを使用することを目的として、お客様の敷地以外の場所から必要に応じてクラウドサービスにアクセスして使用することができます。クラウドサービスにおいて、お客様がゲスト(以下「ゲスト」という。)として追加のユーザーにアクセス権を提供できる場合、お客様の従業員、顧客、クライアント、サプライヤー、コンサルタント、代理人、請負業者、ビジネスパートナーとして、お客様の社内業務を支援する目的で、そのゲストユーザーのアクセス権を、クラウドサービスにアクセスする必要がある個人に提供することができます。ゲストユーザーは、本契約で規定されている正規ユーザーとみなされますが、当該サブスクリプションのオーダーに記載されている正規ユーザーの上限数のカウント対象にはなりません。いずれの場合も、各ユーザーは、ユーザー名で識別できる特定の正規ユーザーでなければなりません。お客様は、毎月1回を上限として、クラウドサービスにアクセスして使用するための各権利を、同じエンタイトルメントのカテゴリーに属する特定の正規ユーザーから、別の正規ユーザーに再割り当てすることができます。お客様によるクラウドサービスの使用には、追加の制限が適用される場合があります。この制限は、クラウドサービスの設定によって技術的に適用される場合があります。
- 9.2 **サポート及びSLA** SISWが提供するクラウドサービスの技術サポート及び適用されるサービスレベルは、<https://www.siemens.com/sw-terms/sla> に掲載されているクラウドサポート及びサービスレベルのフレームワークによって管理されます。このフレームワークは参照することによって本契約に組み込まれます。技術サポート及びサービスレベルは、保守サービスの対象から除外されたソフトウェアと組み合わせて使用されるクラウドサービスには適用されません。